

# 定 款

不二サッシ株式会社

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は不二サッシ株式会社と称し、英文では FUJISASH CO.,LTD.と称す。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) サッシその他の建築材料並びに建築金物類の製造、販売、施工
- (2) 各種アルミニウム製品並びにその製造用機械・設備の製造、販売、施工
- (3) 建設業並びにこれに関連する機器資材類の製造、販売
- (4) 建築物並びにこれに付帯する施設の清掃、維持管理
- (5) 産業廃棄物、一般廃棄物及びこれに類する廃棄物の処理、再生並びに環境保全用機器・設備の製造、販売、施工
- (6) 情報処理システムの開発、販売並びにコンピューター及びその関連機器の販売、賃貸
- (7) 前各号に掲げる製品及びその製造用機械・設備等の輸出入業務並びに海外に対する設計・製造・施工管理に関する技術指導
- (8) 倉庫業
- (9) 土地の造成、分譲並びに不動産の売買、賃貸、仲介、管理、評価鑑定
- (10) 娯楽施設、運動施設、駐車場の管理、運営
- (11) 飲食業
- (12) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を神奈川県川崎市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億5700万株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、全ての種類の株式につきそれぞれ100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### (株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

## 第3章 株主総会

### (招集の時期及び開催地)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、神奈川県内又は東京都区内においてこれを開催する。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第 18 条 当会社は取締役 15 名以内を置く。

(取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において解任する。

2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役中より取締役会長 1 名、取締役社長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。
3. 取締役社長は本定款並びに株主総会及び取締役会の決議に基づき業務を統轄する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(相談役、特別顧問及び顧問)

第 23 条 取締役会は、その決議によって相談役、特別顧問及び顧問を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の権限)

第 26 条 取締役会は法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 前項の規定に係らず、当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、

500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (監査役の定員)

第29条 当会社は監査役5名以内を置く。

2. 当会社は、監査役が法令に定める数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役（以下「監査役補欠者」という。）を選任することができる。

### (監査役及び監査役補欠者の選任方法)

第30条 監査役及び監査役補欠者は、株主総会において選任する。

2. 監査役及び監査役補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 監査役補欠者選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

### (監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期及び監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

### (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠

ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人の責任

### (会計監査人の責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。  
(剰余金の配当)

第38条 当会社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当をすることができる。

2. 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

### (配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。期末配当金及び中間配当金については利息を付さないものとする。

## 附則

- 第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律 第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 45 年	1 月 20 日	一部改正
昭和 45 年	5 月 15 日	一部改正
昭和 49 年	8 月 12 日	一部改正
昭和 50 年	1 月 24 日	一部改正
昭和 50 年	3 月 25 日	一部改正
昭和 50 年	5 月 15 日	一部改正
昭和 50 年	8 月 15 日	一部改正
昭和 52 年	3 月 15 日	一部改正
昭和 56 年	6 月 24 日	一部改正
昭和 56 年	7 月 21 日	一部改正
昭和 56 年	8 月 25 日	一部改正
昭和 57 年	6 月 28 日	一部改正
平成 3 年	6 月 27 日	一部改正
平成 4 年	6 月 26 日	一部改正
平成 5 年	6 月 29 日	一部改正
平成 6 年	6 月 29 日	一部改正
平成 14 年	6 月 27 日	一部改正
平成 15 年	6 月 27 日	一部改正
平成 18 年	3 月 14 日	一部改正
平成 18 年	6 月 29 日	一部改正
平成 20 年	6 月 27 日	一部改正
平成 21 年	6 月 26 日	一部改正
平成 22 年	6 月 29 日	一部改正
平成 26 年	6 月 27 日	一部改正
平成 28 年	6 月 29 日	一部改正
2022 年	6 月 29 日	一部改正